

り、議長届け出とは違う会派行政視察の実態を小野寺議員自身で告白していることにはかなりません。

市議会会派市民クラブが行った会派行政視察に関しては、小野寺議員が政務調査費の不適切な使用が疑われる実態を自ら進んで明らかにしないことから、議会では地方自治法第百条に基づき調査をしなければならなかったものでありますが、小野寺議員は、議会の権威及び議員の品位を失墜させ、市民の議会に対する信頼を失わせたことは明々白々であり、この政務調査費の不適切な使用に関しても議員失格が論じられても致し方ありません。

小野寺議員は、自身の不始末により不適切な会派活動を行い、議会の調査において実態が明らかにされたものの、会派代表を辞するでもなく、議会の重鎮として自ら進んで解決する意思も見せず、潔い謝罪等々の行動も起こさずにおりましたが、議会公務自粛を勧告した議員倫理条例第九条の規定に基づく議長の措置が行われ、会派間の相互理解が保たれ均衡の取れた議会運営に支障を来すこととなったことから、議長が、会派代表代行を指名することにより事態の収拾を図らなければならなかったものであります。

自身の不始末により議員倫理が咎められ、しかも、議会の調査により、議事を巻き込んだ騒動となってしまった事件の原因は自身の言行にあることが立証されたにも拘らず、小野寺議員自身が起こした二つの道路交通法違反容疑事件及び政務調査費の真相を明らかにしないことから、議会において自治法第百条の規定に基づく議員倫理調査特別委員会を設置しなければならなかった事実がありますが、小野寺議員は、特別委員会請求書類提出拒否及び証言拒否といった法律に違反する行為を行ったことに止まらず、自身が行った自治法第百条第三項及び第七項違反行為について釈明及び謝罪等々を行うために開かれた議員倫理調査特別委員会においては宣誓を拒否し証言を拒み、委員長への制止を振り切って委員会室から出て行ってしまいました。

絶対にはならない法律違反行為を重ねて行ったのであり、自ら議員失格を表明したことにほかなりません。

議員倫理調査特別委員会報告は、自身が法律に違反した行為を行ったことにより咎められた議員倫理について釈明及び謝罪等々を行うために開かれた同調査特別委員会全体委員会において小野寺議員が、何ら悪びれる

様子もなく、平然として法律に違反した行為を重ねて行ったことは、厳粛な市民の信託を受けた市議会議員としてその身分が許されてはならないと糾弾し、しかも、自治法第百条第三項及び第七項違反行為そのものが、市民全体の代表者として常に良心に従い、人格と倫理の向上を図り、清潔で民主的な市政の発展に寄与しなければならぬ市議会議員としての身分が許される筈はないことから、「議員辞職を勧告すべし」と結論付けております。

議会においては、この結論を厳正に扱わなければなりません。本来であれば議員倫理調査特別委員会の報告に基づき、本年三月市議会定例会の議決により議員辞職勧告決議が行われるところでありましたが、小野寺議員は任期を重ね議会運営の道理に長けた議会の長老であることから、議長の発意を議員らが理解し、議員倫理条例第九条の規定に基づいて議長が措置することにより、同議員は「自身が起こした社会正義に反する事件及び法律違反行為等々について正当な釈明及び謝罪等々」を行い、公人、市議会議員としての説明責任を果たすことが出来るよう配慮して貰ったにも拘らず、議長が措置した「平成二十一年第四回大田原市議会定例会最終日

閉会後の議場において、自身が起こした事件及び法律違反行為等々について正当な釈明及び謝罪等々」は行いませんでした。

悲しいことではありますが、小野寺議員は、議会公務において法律違反行為を繰り返して行い自治法第百条第三項及び第七項違反が認定されたことにより議員資格が否認されるほか、現職市議会議員が飲酒運転の疑惑があり交通安全運転義務違反状態の自家用車を運転し、交通事故しかも人身事故を起こした事件については議員身分を失う社会正義の重大さを自覚しておらず、もはや議会においては、小野寺議員の議員身分を擁護する手段はありません。

自身が起こした社会正義に反する事件及び議員倫理条例や自治法の違反行為等々について、正当な釈明及び謝罪等々が出来ず、説明責任の果せない公人、市議会議員はその職に在ることは出来ません。

残念ながら小野寺議員は、崇高な議員倫理を定めた議員倫理条例を順守しなければならぬ大田原市議会議員として体を作成しておりません。

よって、本市議会は、小野寺議員の道義的、政治的責任を明確にし、議会の権威と議員の品位を守り、失墜してしまつた市民の議会への信頼を回復するた

め、自らの不始末により議事を騒動に巻き込み、かつ、議員倫理条例及び自治法の規定に反する行為等を行った小野寺議員の議員辞職を勧告します。

右 決議する。

平成二十一年七月十五日

大田原市議会
議長 大田原 正徳

用語解説

※1 自治法第百条の規定に基づく大田原市議会議員倫理調査特別委員会(百条委員会)とは

百条委員会とは、国会に国政調査権(憲法第六十二条)が与えられているのと同様に、地方議会が地方公共団体事務の調査権を行使するため設ける委員会です。地方自治法第百条に規定があることから百条調査権と呼び、それを行使する委員会を「百条委員会」と呼んでいます。

調査に必要な関係者の出頭・証言や記録の提出を求めることができ、正当な理由がなく出頭や証言を拒んだり、虚偽陳述があった場合に罰則が設けられています。